【評価凡例】Ａ：達成できたもの Ｂ：できている（ただし、更なる努力を要する）Ｃ：できていない（検討を要する） Ｄ：条文を改正するＥ：その他 －：評価の対

【担当凡例】×：審議しない ①総務産業常任委員会　②民生文教常任委員会　③議会運営委員会　④議長

担当	条	項	号	条文	（R5年年度検証） 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等	R5評価
③	1	-	-	この条例は、二元代表制と分権時代にふさわしい住民自治の視点から、議会及び議員の活動並びに議会運営の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、町民の負託に的確に応え、開かれた議会運営を実現し、町民の福祉の向上及び那須町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	（R5は評価しない）				
③	2	1	-	議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、公正性、透明性を重んじ町民の多様な意見を把握し、開かれた議会運営に努めるものとする。	○委員会の議事録作成、公表に努める。 ○議会報告会の開催方法と時期について検討する。 ○ライブ中継については今後調査研究していく。	B	（R6議運） ○議会、委員会の議事録を作成し公表している。議会報告会を毎年、実施している。	（R6議運） ○「町民が主役のまちづくり」のもと透明性を重んじ開かれた議会運営に努める。 ○ライブ中継については、今後とも調査研究していく。	B
③	2	2	-	議会は、町民本位の立場から、町政の執行状況を監視し、議会提案による政策立案等の強化に努めるものとする。	○議会としても更なる政策提言の充実と政策立案について取り組んでいく。	A	（R6議運） ○議会の監視機能については概ね達成されている。政策立案について政策提言や予算要望などなされている。	（R6議運） ○更なる政策提言の充実と政策立案に取り組んでいく。 ○より効果的な政策提言について、研修等を行い、力量をつけていく。	A
③	2	3	-	議会は、常に町民の視点に沿った議会運営に努めるものとする。	○今後も町民の視点に沿った議会運営に努めていく。	A	（R6議運） ○町民の視点に沿った議会となるよう、努力、改善がなされている。	（R6議運） ○今後も町民の視点に沿った議会運営に努めていく。 ○更なる町民の声を聴き取る取組の推進。	A
④	2	4	-	議会議長(以下「議長」という。)は、議会運営に関し、那須町議会傍聴規則(昭和57年議会規則第3号)及び那須町議会委員会傍聴規程(平成24年告示第1号)により、町民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等の議会運営に努めるものとする。	○今後も町民に分かりやすい議会運営に務めていく。	B	（R6議長） ○分かりやすい議会運営に努めてきた。	（R6議長） ○今後も町民に分かりやすい議会運営に務めていく。	B
③	2	5	-	議会は、政策決定を行うとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	○事務事業評価が出されるようになりつつある。執行後の評価、審議の重要性を認識する。	B	（R6議運） ○議会内での政策そのものに対する審議があまりなされていない。	（R6議運） ○事務事業評価などを通じ政策効果の検証を行っていく。	B

【評価凡例】Ａ：達成できたもの Ｂ：できている（ただし、更なる努力を要する）Ｃ：できていない（検討を要する） Ｄ：条文を改正するＥ：その他 －：評価の対

【担当凡例】×：審議しない ①総務産業常任委員会　②民生文教常任委員会　③議会運営委員会　④議長

担当	条	項	号	条文	（R5年年度検証）　今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等	R5評価
①②	3	1	-	議員は、議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分認識し、議員相互の自由かっ達な討議を重んじ活動しなければならない。	（総務） ○議会が合議機関であることの認識は少ないと感じている。活発な討論を交わす必要がある。 （民文） ○更なる活発な討議が行われるように所管事務調査などを踏まえて自己研鑽と課題や認識を深め、課題解決に繋がる議論につなげたい。	B	（R6総務） 予算要望、政策提言、代表質問など内容について、活発な討論がなされた。相手の意見を尊重しつつ、より良い内容となるよう各委員が取り組んだ。 （R6民文） 自由かっ達な討議はできていた。	（R6総務） 今後も建設的な討議を行っていく。 （R6民文） 各議員の考えを尊重しながら町民の立場に立って、課題解決の討議を行われるよう検討する。	B
①②	3	2	-	議員は、町政の課題全般について、町民の意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の負託に応え活動しなければならない。	（総務） ○議会報告会は実施している。ただし、議会報告会の相手、開催時期や場所の選定は検討する必要がある。 （民文） ○今まで行っていない団体や若い世代との意見交換会（意見の聴取）の開催に努める。 ○議員個人においても意見を踏まえた活動を行う。	B	（R6総務） 様々な活動のもと、意見交換を行っている。所管事務調査も必要があれば随時行っている。 （R6民文） 各地区との意見交換会開催や、団体との意見交換会ができた。（さわやかネットワーク、だっぱラジオなど）	（R6総務） 時勢にあった研修を取り入れるとより良い。 （R6民文） 継続実施、若年層の参加を促進させる。更なる自己研鑽に努める。	B
①②	3	3	-	議員は、一部団体や地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。	（総務） ○地域の代表はもとより、全町に意識を向けた活動が必要である。 （民文） ○各議員は町民の付託に応えられるよう更なる努力をしていく。	A	（R6総務） 町民全体の福祉につながるテーマを取り上げ、所管事務所調査を経て政策提言や代表質問を行っている。 （R6民文） 更に議員個人の活動も一部の町民だけでなく広く視野を広げ意見を聴取する必要がある。	（R6総務） 今後も町民の福祉の向上を目指して活動していく。 （R6民文） 政策提言、一般質問内容の充実に努める。	A
①②	3	4	-	議員は、議会活動に関する情報を積極的に町民に公開し、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	（総務） ○議員個人が積極的に説明責任を果たすよう努める。 （民文） ○議員個人が積極的に説明責任を果たすよう努める。	B	（R6総務） 委員会における情報公開は委員会開催を原則公開としており、要点記録をHP上で公開している。 （R6民文） 各議員は、ある程度活動報告を行っている。	（R6総務） 議員個人が積極的に説明責任を果たすよう努める。 （R6民文） 議員個人が更に情報を公開する仕組みづくりなどを検討する。	B
③	4	1	-	議会は、町民の多様な意見を把握し、議会活動に反映することができるよう町民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。	○議会モニターについは今後調査、検討していく。 ○若い世代、子育て世代の声が届きにくい。その世代の参加機会創出に努力する。	A	（R6議運） ○議会報告会、各地区との意見交換会開催、団体との意見交換会、高校生議会及び中学生議会を実施した。	（R6議運） ○若い世代、子育て世代との議会報告会も検討する必要がある。 ○議会モニターの必要性も含めた検討を行う。	A

【評価凡例】Ａ：達成できたもの Ｂ：できている（ただし、更なる努力を要する）Ｃ：できていない（検討を要する） Ｄ：条文を改正するＥ：その他 －：評価の対

【担当凡例】×：審議しない ①総務産業常任委員会 ②民生文教常任委員会 ③議会運営委員会 ④議長

担当	条	項	号	条文	（R5年年度検証） 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等	R5評価
③	4	2	-	議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する学識経験者などによる専門的調査の活用並びに法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用して町民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。	○公聴会制度及び参考人制度は必要に応じて活用していく。	－	（R6議運） ○公聴会制度及び参考人制度を活用する場面はなかった。	（R6議運） ○公聴会制度及び参考人制度は必要に応じて活用していく。 （対象とする案件がなかったので評価対象外）	B
③	4	3	-	議会は、請願及び陳情を町民等の政策提案と位置づけ、その審議において必要と認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。	○提案者の意見を聞く機会を今後、設けるように努める。	A	（R6議運） ○陳情審査における陳情者の説明機会の確保がなされている。	（R6議運） ○継続実施していく。	A
③	4	4	-	議会は、町民に対して議案等に対する各議員の意思を議会広報で公表する等、議員活動を的確に評価できる情報を提供できるよう努めるものとする。	○議員活動が町民に分かるよう、今後取り組んでいく。	A	（R6議運） ○HPや議会だよりによって、議案などに対する各議員の意思は公表されている。	（R6議運） ○今後も継続していく。	A
③	4	5	-	議会は、議会費の使途を議会広報等により町民に公表できるよう努めるものとする。	○今後、更に使途について明確にしていく。	B	（R6議運） ○議会費の使途を町ホームページ上で公表している。	（R6議運） ○今後さらに使途について明確にして公表していく。	C
③	5	1	-	議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。	○多くの町民の声を聞き町政に反映できるように努めていく。 ○今後、議会報告会に関する条文をまとめていく。	B	（R6議運） ○議会報告会は毎年開催している。	（R6議運） ○多くの町民の声を聴き、町政に反映できるように努めていく。	B
③	5	2	-	議会報告会に関することは、別に定める。	○報告会に関する規定を整備していく。	B	（R6議運） ○議会報告会については、その都度実施方法を定めている。	（R6議運） ○継続していく。	B
①②	6	1	-	議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会を原則公開とする。	（総務） ○町民に関心を持ってもらうため、開催内容も事前に公表する。 （民文） ○委員会を計画的に開催し、今後も開催内容を事前に公開する。 ○委員会に関心を持ってもらえるよう努めていく。	B	（R6総務） 委員会は計画的に開催されており、公開されている。 （R6民文） 原則公開している。	（R6総務） 今後も原則公開としていく。 （R6民文） 委員会に関心を持ってもらえるように、委員会の取り組みの内容を整理し、それを町民に分かりやすく周知する。	B

【評価凡例】Ａ：達成できたもの Ｂ：できている（ただし、更なる努力を要する）Ｃ：できていない（検討を要する） Ｄ：条文を改正するＥ：その他 －：評価の対

【担当凡例】×：審議しない ①総務産業常任委員会　②民生文教常任委員会　③議会運営委員会　④議長

担当	条	項	号	条文	（R5年年度検証）　今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等	R5評価
①②	6	2	-	議会は、前項における会議の開催日時を事前に広く周知できるよう努めるものとする。	（総務） ○委員会等の開催日と内容について、広くそして早く町民に知らせる工夫をする。 （民文） ○委員会を計画的に開催するとともに、開催内容を事前に公開する。 ○様々な周知方法を研究していく。	A	（R6総務） 那須町議会カレンダーによって、議会や委員会の開催予定は周知している。 （R6民文） 那須町議会カレンダーにより周知している。	（R6総務） 町民に認知してもらう創意工夫に努める。 （R6民文） ＳＮＳなど様々な周知方法を検討していく。	A
①②	7	1	-	議会と町長等との関係は、独立して対等な立場で、均衡と調和の保持に努めるものとする。	（総務） ○議会と執行部との議論を交わす場を増やす必要がある。 （民文） ○今後も町長等へ情報提供を求め、議会として監視機能に努める。	A	（R6総務） 独立した対等な立場で、均衡と調和が保持されている。 （R6民文） 対等な立場で均衡と調和の保持には努めている。	（R6総務） 積極的に執行部との議論を交わす場を増やし、関係の均衡と調和の保持に努める。 （R6民文） 町執行部へ早期の情報提供を求める必要がある。	A
①②	7	2	-	議会の本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一般質問については一問一答の方式で行うものとする。	（総務） ○本会議においての質疑は、積極的に行っていく。 （民文） ○今後も議会閉会後、議運で会期中の振り返りを行い改善点を全員協議会において周知していく。	A	（R6総務） 一般質問では一問一答方式で行うことができている。 （R6民文） 議員のさらなる意識改革と資質向上を図り、条文に従いこれまでどおり取り組んでいる。	（R6総務） 一問一答を徹底するとともに、通告の内容や質問の内容を精査し、論点や争点を明確にする。 （R6民文） 一般質問を旺盛に取り組み、一問一答においては議員はさらに研究、研鑽を積むようにする必要がある。	A
①②	7	3	-	議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質疑又は質問に対して論点及び争点の明確化を図るため、議員の質問等に対して反問することができる。	（総務） ○論点を明確化するため、執行部に反問権の適切な運用を促す。 （民文） ○論点や争点を明確化するため今後も反問権を付与する。	A	（R6総務） 反問権は付与している。 （R6民文） 反問権を付与しているが実際に本会議等での活用はない。	（R6総務） 論点を明確化するため、執行部に反問権の適切な運用を促す。 （R6民文） 論点や争点を明確化するため今後も反問権を付与する。	A
③	8	1	-	議会は、町長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて、政策水準の一層の向上を図るため、町長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。	○必要に応じて求めていく。	A	（R6議運） ○毎月全協において執行部からの説明がなされている。	（R6議運） ○継続実施していく。	A
③	8	2	-	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて分かり易く政策別又は事業別施策の説明と、その資料を作成するよう求めるものとする。	○予算及び決算の審議にあたっての、説明と資料の作成については議会として何を要求するのかしっかり議論していく。	A	（R6議運） ○議会の求めに応じ、町執行部は資料の改善に取り組んでいる。	（R6議運） ○審査しやすい資料の検証をしていくとともに更なる施策の説明書を求めていく。	A

【評価凡例】Ａ：達成できたもの Ｂ：できている（ただし、更なる努力を要する）Ｃ：できていない（検討を要する） Ｄ：条文を改正するＥ：その他 －：評価の対

【担当凡例】×：審議しない ①総務産業常任委員会　②民生文教常任委員会　③議会運営委員会　④議長

担当	条	項	号	条文	（R5年度検証）　今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等	R5評価
③	9	1	-	第9条　法第96条第2項に規定する議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更については、その限りではない。	（検証しない）	ー			ー
③	9	1	1	那須町振興計画		ー			ー
③	9	1	2	那須町都市計画マスタープラン		ー			ー
③	9	1	3	那須町観光振興基本計画		ー			ー
③	9	1	4	那須町農業振興地域整備計画		ー			ー
③	9	1	5	那須町地域福祉計画		ー			ー
③	9	1	6	那須町環境基本計画		ー			ー
③	9	1	7	那須町教育大綱		ー			ー
③	9	2	-	前項に掲げるもののほか、議会が必要と認めるもの。	（検証しない）	ー			ー
③	10		-	議会は、二元代表制の主旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	○今後は予算の確保とともに財政の調査も取り組んでいく。	B	（R6議運） ○予算の確保に努めている。 ○友好都市との交流のための研修費が確保できた。	（R6議運） ○今後も予算の確保に取組んでいく。	C
④	11	1	-	議会は、議員による言論の府であることを十分に認識し、議長は議員相互の討議が積極的に行われるよう努めるものとする。	○今後も必要に応じて議員間討議を行っていく。	B	（R6議長） ○議員間討議は行っている。	（R6議長） ○今後も必要に応じて議員間討議を行っていく。	B
①②	11	2	-	議会は、議案となる事項について審議する過程において、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。	（総務） ○議員間討議を活発化するため、討議の頻度を増やすなど適切な運用を心がける。 （民文） ○議員討議実施要綱に基づく議員間討議を活発化するため、同要綱の適切な運用に心がける。特に討議開始がスムーズに行われるよう運用に心がける。 ○委員会でもしっかりと議員間討議を行う。	B	（R6総務） 　議案を審議する過程においての議員間討議はほとんど事例がなかった。 （R6民文） 　議員間討議を行っている。	（R6総務） 　議員間討議を活発化するため、討議の頻度を増やすなど適切な運用を心がける。 （R6民文） 　今後も合意形成を図るうえで議員間での自由討議を活発に行えるよう努める。	B

【評価凡例】Ａ：達成できたもの Ｂ：できている（ただし、更なる努力を要する）Ｃ：できていない（検討を要する） Ｄ：条文を改正するＥ：その他 －：評価の対

【担当凡例】×：審議しない ①総務産業常任委員会　②民生文教常任委員会　③議会運営委員会　④議長

担当	条	項	号	条文	（R5年年度検証）　今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等	R5評価
①②	11	3	-	議員は、前項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。	（総務） 〇政策立案は議員の重要な役割である。意見書案にも積極的に取り組むこと。 （民文） 〇自由討議を活発化させるために条例等の議案を提出していく。	B	（R6総務） 積極的には行われていない。 （R6民文） 予算要望、政策提言書は実施している。	（R6総務） 今後積極的に取組む。 （R6民文） 自由討議を拡大するため今後も政策、意見書等の提出に努める。	B
①②	12		-	議員の政治倫理に関しては、那須町議会議員の政治倫理に関する条例(平成14年条例第32号)の定めるところによる。	（総務） 〇政治倫理に関する条例を理解した上で判断行動する。 （民文） 〇那須町議会議員の政治倫理に関する条例を各議員がよく理解したうえで各個人で判断して行動する。	B	（R6総務） 委員会運営上での倫理に反する行為や言動はなかった。 （R6民文） 概ね条文に従い行動している。	（R6総務） 政治倫理に関する条例を理解したうえで判断、行動する。 （R6民文） 各議員が政治倫理に関する条例を理解したうえでの行動に努める。	B
③	13	1	-	この条例は、議会運営に関する最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する他の条例及び規則等を制定してはならない。	（検証しない）	ー			ー
③	13	2	-	議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃及び解釈に当っては、最高規範であるこの条例に定める事項との整合性を図らなければならない。	〇規則等の制定、改廃及び解釈に整合性が図られているか検証する。	B	（R6議運） 〇個人情報保護条例の改正にあたって、整合性を図った。	（R6議運） 〇規則等の制定、改廃及び解釈に整合性が図られているか検証する。	B
③	14	1	-	議員定数に関しては、那須町議会の議員の定数を定める条例(平成14年条例第16号)の定めるところによる。	（検証しない）	ー			ー
③	14	2	-	議員定数を改正するに当たっては、行財政改革の視点に立った上で、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。	〇必要に応じて検討していく。	ー	（R6議運） 〇必要に応じての議員定数の検討はすべきである。	（R6議運） 〇必要に応じて検討していく。	ー
③	14	3	-	議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が議長に提出する。	（検証しない）	ー			ー

【評価凡例】Ａ：達成できたもの Ｂ：できている（ただし、更なる努力を要する）Ｃ：できていない（検討を要する） Ｄ：条文を改正するＥ：その他 －：評価の対

【担当凡例】×：審議しない ①総務産業常任委員会 ②民生文教常任委員会 ③議会運営委員会 ④議長

担当	条	項	号	条文	（R5年年度検証） 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等	R5評価
③	15	1	-	議員報酬に関しては、那須町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第7号)の定めるところによる。	○議員報酬については検討が必要である.	A	（R6議運） ○条例に基づいた議員報酬となっている。	（R6議運） ○議員報酬については検討が必要である。	A
③	15	2	-	議員報酬を改正するに当たっては、行財政改革の視点に立った上で、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。	○議員報酬の改正については、そろそろ議論しても良い時期に来ているように思われる。	C	（R6議運） ○まだ議論には至っていない。	（R6議運） ○議員報酬の改正については、議論する時期に来ている。	C
③	15	3	-	議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が議長に提出する。	（検証しない）	ー			ー
③	16	1	-	議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員自らが自己研さんに努めるとともに、専門知識の習得や先進事例の調査研究など幅広い研究機会を設ける。	○議員研修、調査研究に対する取組みの機会を確保していく。	B	（R6議運） ○議員研修等による資質の向上に努めている。	（R6議運） ○研修の場を設け、自己研鑽に努める。	B
③	16	2	-	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるために、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修会を行わなければならない。	○今後も各常任委員会等で理解を深めていく。	A	（R6議運） ○令和５年改選後に議員による議会基本条例の研修会を開催した。	（R6議運） ○理解を深めるために有識者による研修会も必要である。	A
①②	17	1	-	議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政への関心を高めるよう議会広報活動の充実強化に努めるものとする。	（総務） ○情報発信に新しい手段の活用や充実強化に努める。 （民文） ○議会だよりを含め、更なるSNSの活用を検討していく。	A	（R6総務） 従来の媒体による広報活動にとどまり、新しい手段の活用や充実強化には至っていない。 （R6民文） 新たな情報発信の取組が遅れている。	（R6総務） 情報発信の新たな手法を活用し、充実に努める。 （R6民文） 新たな情報発信について事務調査を含め、検討する。	A
①②	17	2	-	議会は、町政に関わる重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。	（総務） ○他の自治体を視察研究し検証後、必要箇所を取り入れ周知力を高める。 （民文） ○今後も町政を注視して更なる情報発信に努める。	B	（R6総務） 本条項に係る情報について、議会としての情報発信の方法がまだ確立されていない。 （R6民文） 議会独自の視点で、議会だよりの紙面を活用して情報発信している。	（R6総務） 議会報告会での情報周知の内容、方法など検討する必要がある。 （R6民文） 先進的な自治体の視察調査を進める必要がある。	B

【評価凡例】Ａ：達成できたもの Ｂ：できている（ただし、更なる努力を要する）Ｃ：できていない（検討を要する） Ｄ：条文を改正するＥ：その他 －：評価の対

【担当凡例】×：審議しない ①総務産業常任委員会　②民生文教常任委員会　③議会運営委員会　④議長

担当	条	項	号	条文	（R5年年度検証） 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等	R5評価
③	18	1	-	議会は、議会活動に資する参考書等(以下「議会図書」という。)の整備を図り、これを議会及び議員活動の利活用の便に供する。	○議員は積極的に図書を活用していく。	B	（R6議運） ○議会図書は整備されてきている。	（R6議運） ○議員への要望調査など行い、議会図書の充実を図る。	B
③	18	2	-	議会図書は、議会事務局が適切な管理を行う。	○適切な管理を持続する。	B	（R6議運） ○議会図書室の管理はなされている。	（R6議運） ○適切な管理を持続していく。	B
④	19	-	-	議長は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努めるものとする。	○議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努める。	B	（R6議長） ○議会事務局の充実には努めてきた。	（R6議長） ○議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努める。	B
③	20	1	-	議会は、社会情勢の変化等を踏まえつつ、分権時代における地方議会のあり方を常に検証し、不断の議会改革を更に推し進めるよう努めるものとする。	○今後も更に前進するようと努めていく。	B	（R6議運） ○議会改革推進協議会が設置されており、議会改革に取り組んでいる。	（R6議運） ○常時改革の意識を持ち町民の負託に応えることが出来る議会に更なる努力をする。	B
③	20	2	-	議会は、議会運営委員会等において検証の結果、制度の改善が必要と判断した場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。	○必要に応じて取り組んでいく。	B	（R6議運） ○必要に応じて対応している。	（R6議運） ○議題にはなったがまだ検証にいたっていないものもあるので、期限を定め集中審議する必要がある。	B
③	20	3	-	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかを検証し、必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	○必要に応じて取り組んでいく。	B	（R6議運） ○検証がなされているが、検証機関、時期、方法論が確立されていない。	（R6議運） ○先進自治体を参考に取り組む。	B
③	20	4	-	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由及び背景等を詳細に説明しなければならない。	○今後改正の場面が出てきたときは条項に従取り組んでいく。	B	（R6議運） ○条例の検証を通して柔軟に対応している。	（R6議運） ○改正に際しては、詳細な説明を行う。	B